

改正案

現行

（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。

第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。

一（略）

一（略）

二 投資顧問業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条及び第十条において同じ。）又は使用人

二 投資顧問業者の役員又は使用人

三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項

イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十

（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するもの）とみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の名義をもつて保有していること（（1）に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の名義をもつて保有していること（（1）に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1) (6) (略)

(1) (6) (略)

ロ (略)

ロ (略)

四・五 (略)

四・五 (略)

（禁止される取引）

（禁止される取引）

第九条 法第二十二條第一項第五号及び法第三十條の四第一項第五号に規定する政令で定める取引は、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引とする。

第九条 法第二十二條第一項第五号及び法第三十條の三第一項第五号に規定する政令で定める取引は、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引とする。

（投資顧問業者の利害関係人の範囲）

（投資顧問業者の利害関係人の範囲）

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の四第二項第一号に規定する政令で定め
る者は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(外国法人等である投資顧問業者の営業所等に係る特例)

第十七條 (略)

2 外国法人等である投資顧問業者に対する法第三十五條第一項の規定の適用については、
同項中「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書(外国法人等で
ある投資顧問業者で国内に営業所を有しないものにあつては、国内にある顧客を相手方と
する投資顧問業に係る営業報告書)」と、「三月」とあるのは「六月(外国法人等である
投資顧問業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書を
その事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めると
ころにより、金融庁長官の承認を受けた期間)」とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第二十二條 法第五十一條の二第二項に規定する政令で定める規定は、法第二十二條及び第
三十條の四の規定とする。

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定め
る者は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(外国法人等である投資顧問業者の営業所等に係る特例)

第十七條 (略)

2 外国法人等である投資顧問業者に対する法第三十五條第一項の規定の適用については、
同項中「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書(外国法人等で
ある投資顧問業者で国内に営業所を有しないものにあつては、国内にある顧客を相手方と
する投資顧問業に係る営業報告書)」と、「三月」とあるのは「六月(外国法人等である
投資顧問業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書を
その事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めると
ころにより、金融庁長官の承認を受けた期間)」とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第二十二條 法第五十一條の二第二項に規定する政令で定める規定は、法第二十二條及び第
三十條の三の規定とする。